

台湾における著作権問題 の実例について

パートナー弁護士
朱百強



アウトライン

前言

- 一. 台湾著作権法の紹介
- 二. コンテンツ産業が注意すべき事項
- 三. 著作物の並行輸入の問題



前言

昔により、台湾と日本との間には、経済や文化の交流は頻繁にしています。近年において、いろいろな情報をみると、両側の経済成長はかなり大幅に成長し、お互いには重要な仲間ですが、交流とともにさまざまな法律問題も生じます。今日は、台湾著作権法の法律を簡略に紹介しながら、重要な実例を中心に紹介させていただき、日本の企業が台湾に進出するときに台湾著作権法の遵守に役に立てれば幸甚です。



一 台湾著作権法の紹介



著作権法の紹介— 著作物の定義

- ◆ 著作権法第3条
著作物とは、「文学、科学、芸術又はその他学術範囲の創作物」をいう。

- ◆ 実務上の見解：
 1. 「創作性」
 2. 「表現性」二つの要件が必要



➤ 「創作性」とは？

著作者が創作の際に他人の著作物を盗用することなく独立して創作を完成させ、かつ、少なくとも幾ばくかの独創性を有し、作者の個性を表現するに足りていることをいう。



➤ 「表現性」とは？

作者の思想又は感情(アイデア)だけではなく、一定の表現の形が必要であることをいう。



- 著作権が要求する創作性は独立して創作すれば足り、他人の著作物を盗用したものでなければこれを満たす。
- 厳密な意味で独創性が発揮されたものであることは必要なく、作者の何らかの個性が表現されたものであれば足りる。
- その創作内容が他人の著作物と類似していたとしても、作者の精神が一定のレベルで表現され、作者の個性とユニーク性があれば創作性の認定には影響を与えない。ただし、著作者による独立創作の結果ではなく、模倣した図形や盗用して得られたものなどは、創作性はないというべきである。



例：写真＝撮影著作物？

撮影著作物は、主題の選択、光と影の処理、修飾、組み合わせ又はその他芸術上の表現方法により撮影機を使って制作する著作物であり、これらに該当することで初めて保護を受けられる。通常一般的には、撮影機により(単に何らの工夫なく)実物を撮影した写真は、(創作性が低いので)著作権法が定める著作物としては認められにくい。

(台湾最高裁98年度台上字第1198号刑事判決)



例:アダルトビデオ＝著作物？

- ◆ 最高裁88年度台上字第250号刑事判決
 - ・ 「公序良俗」に違反する創作物につき、著作物として認められない。

- ◆ 知的裁判所101年度刑智上易74号判決(2014.2.20)
 - ・ 憲法の表現の自由の保護
 - ・ 著作権法の消極要件に該当しないこと
 - ・ 国際条約及び諸外国の法例等を考えると、
創作性を備えるアダルトビデオは、著作物として認められる。



著作権法の紹介—著作物の例示

◆ 「著作物の例示」

著作権法第5条

1. 言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 演劇舞踏の著作物
4. 美術の著作物
5. 撮影の著作物
6. 図形の著作物
7. 視聴覚の著作物
8. 録音の著作物
9. 建築の著作物
10. プログラムの著作物



著作権法の紹介—二次的著作物について

◆ 二次的著作物とは？

著作権法第6条

1. 原著作物を翻案した創作物は二次的著作物とし、
独立の著作物として保護する。
2. 二次的著作物の保護は、原著作物の著作権に影響を及ぼさない。



著作権法の紹介—二次的著作物について

◆ 二次的著作物とは？

- 小説の映画化
- 外国小説の中国語訳
- 楽曲の新編曲
- カラオケテープ？



例：カラオケテープ（最高裁判所86年台上字第763号判決）

Aは、歌詞の著作財産権を有している。Bは、Aの授権を得ずにカラオケテープ業者により購入したカラオケテープを公開使用する。Aは、Bの行為が著作権を侵害するとして、損害賠償を求める

争点：

- ①カラオケテープは二次的著作物ですか？共有著作物ですか？
- ②Bはカラオケテープ業者により購入したカラオケテープを営業場で消費者に提供することは著作権侵害行為に該当するのか？



最高裁の判断

- ① 音楽著作物は完全にカラオケテープにより分離することができます。そこで、カラオケテープは音楽著作物の二次的著作物でもなく、共同著作物でもなく、独立な著作物と認められる。
- ② 音楽著作権人はカラオケテープ業者がKTV業者に販売すること及びKTV業者はカラオケテープを消費者に提供することを予想可能ですので、「契約目的譲与理論」に基づき、著作権者は営業用カラオケテープ業者に授権するときには、KTV業者に消費者を使わせることも授権したと思われる。

→Aの請求が認められない。



著作権法の紹介—編集著作物について

◆ 編集著作物とは？

著作権法第7条

1. 情報の選択及び編成が創作性を有する場合は編集著作物とし、独立の著作物として保護する。
2. 編集著作物の保護は、その中の著作物の著作権に影響を及ぼさない。



著作権法の紹介—編集著作物について

◆ 編集著作物とは？

- 辞書？
- 英語単語集？
- 詩集？
- データベース（論文、数値等情報の集合物で、それらの情報をパソコンで検索することができるように体系的構成したもの）？



著作権法の紹介—保護を受けないもの

著作権法第9条

次に掲げるものは、著作権の保護を受けることができない。

- ① 憲法、法律、命令又は公文書。（公務員が職務上書き上げた告示文書の原稿、講演の原稿、新聞の原稿、及びその他の文書を含む。）
- ② 中央又は地方の官庁が作成した、前号に掲げるものの翻訳物及び編集物。
- ③ 標語、通用の記号、名詞、公式、数表・図表、帳簿、及び暦。
- ④ 単に事実を伝達するための新聞報道からなる文字著作物。
- ⑤ 法令により行われる各種試験問題及びその予備用の試験問題。



理律法律事務所

LEE AND LI
ATTORNEYS-AT-LAW

具体例

- A社は主要の法律を選び、その後の名詞説明、判例要旨等関連資料を付け、「判例六法」を編修する。この「判例六法」については、著作権法の保護を受けるか。



具体例

- B社は不動産取引の仲介を業とし、担当者の便利のため、不動産取引の主要な手続き、プロセスにつき、「不動産取引に関する主要手続き一覧表」を作成することになる。この一覧表については、著作権法の保護を受けるか。



具体例

- Cは毎日、各社新聞の1面に載せた「記事の見出し」を収集し、自ら作成したウェブサイトに転載している。Cの行為については、各社の著作権を侵害するか。



具体例

- D社は各年度の「弁護士司法試験」の試験問題を収集し、参考答案を添付して、「各年度弁護士司法試験問題集」を編集して販売することになる。この問題集については、著作権法の保護を受けるか。
- E社は各年度の「日本語能力試験」の試験問題を収集し、参考答案を添付して、「各年度日本語能力試験問題集」を編集して販売することになる。この問題集については、著作権法の保護を受けるか。



具体例

- F社は、従来から印刷用書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させて新しい書体を作成する。このような印刷用書体については、著作権法の保護を受けるか。



著作権法の紹介—権利の内容

◆ 著作者人格権

1. 公表権 (第15条)
 2. 氏名表示権 (第16条)
 3. 不当改修禁止権 (第17条)
- 著作者が死亡又は消滅した場合、その著作者人格権に対する保護に関しては、当該著作者が生存又は存続しているとみなし、何人も、それを侵害することができない。(第18条)



著作權法の紹介—権利の内容

◆ 著作財産権

1. 複製権(第22条)
2. 公開口述権(第23条)
3. 公開放送権(第24条)
4. 公開上映権(第25条)
5. 公開上演・演奏権(第26条)
6. 公開送信権(第26条の1)
7. 公開展示権(第27条)
8. 翻案権(第28条)
9. 頒布権(第28条の1)
10. 貸与権(第29条)



◆ 著作財産権

- 上記権利は、原則として著作者の生存期間及びその死後50年間存続する。
- 法人が著作者である場合には、著作財産権は、その著作物が公開発表された後50年間存続する。
- 共有の著作財産権は、著作財産権者全員の同意を得ずにこれを行行使することはできない。



具体例

- Aは有名なB弁護士¹の講演会を出席し、Bの講演をメモし編修して、「B弁護士講演集」を出版し販売することになる。この「講演集」については、著作権法の保護を受けるか。Bの権利を侵害するか。



具体例

- Cは楽曲、歌詞を作成し、D社にCDの製作、販売を依頼した。EレストランはDが販売したCDを購入し、C,Dの同意や許諾を得ずに、レストランに放送している。Eの行為については、CまたはDの権利を侵害するか。



具体例

- FはG新聞社に寄稿した。同新聞の「寄稿募集」には、「本紙に掲載される寄稿の著作権は、本社に帰属するものとする。」と記載されている。ただし、掲載後、G社は改めてFの同意を求めず、勝手にF及びその他寄稿者の文章をまとめて「寄稿文集」を編修して、販売している。G社の行為については、Fの権利を侵害するか。



◆ 製版權

- 出版社が古籍や古書等について出版販売を行うことを奨励し行政的に保護するため、著作権法第79条は、著作権法の保護を受けない文字著述について整理印刷を加え、又は著作権法の保護を受けない美術著作物原作について製版を加えた後において、初めて発行し、法に従って著作権管理当局に登録した場合には、製版者は、その版面について、コピー、印刷又は類似の方式で複製する権利を有する。



◆ 製版權vs著作権

- 著作権は、人類の創作活動を保護することを主要な目的とし、創作を完成させれば足り、登記や登録をする必要はなく、即座に著作権法の保護を受けられる。(権利の発生は創作と同時で、登録が必要としない。)
- それに対し、製版權は古籍や古書の商業的投資を保護することを目的としており、創作活動は必要なく、そのため、当局に登記した後に、製版權の保護を取得することができるのである。



◆ 製版權

实例：

- 故宮博物館が院内に収蔵している「清明上河図」を複製し、発行して書物にする場合、「製版權登記規則」に基づき、經濟部知的財産局に製版權の登記を申請することができる。
- 知的財産局の審査を経て登記が承認された後は、故宮博物館は、当該書物の版面の製版權を取得し、製版完成から10年以内は、他人は当該書物につき直接複製版の作成や印刷などすることができず、もしこれらをした場合には、製版權の侵害の問題が生じることになる。



著作権法の紹介 — 著作権の制限

◆ 著作財産権の制限:

「合理使用」(著作権法第44条～第63条)

1. 国家活動のための利用
2. 教育目的における利用
3. 報道のための利用
4. 非営利目的における利用
5. 引用
6. 私的使用のための利用
7. 障害者のための利用



◆ 「合理使用」の判断基準

著作権法第65条

各種の合理的使用につき判断するときには、以下の事項を判断基準とする。

1. 利用の目的及び性質 (商業目的又は非営利教育目的か否かなど)
2. 著作物の性質
3. 利用の性質・量及び著作物全体に占める割合
4. 利用の結果が著作物の潜在的市場価値及び現在の市場価値に及ぼす影響



著作権法の紹介—事例の紹介

司法院第22期司法業務研究会通達

事実:

A社は著作権を取得した「ヒーロー君」の図(未登録)を自分の玩具製品に標示し、大人気になってしまいました。その後、B社は「ヒーロー君」の帽子の部分を省略し、他の部分を全部に模倣した後、台湾經濟部中央標準局に商標登録を申請し、また、商標登録をした後、A社の玩具と類似な製品を作り、販売しました。

争点: B社は改作という手段でA社の著作権を侵害しましたか?



結 果 : B社の行為はA社の著作権を侵害することに該当しました。

理 由 : A社はすでに「ヒーロー君」の図の著作権を取得した。たとえB社はその図を小幅に修正し、改作の手段で商標権を取得しても、B社は類似な商品にA社の図に近似する図を使用するのがA社の著作権を侵害すると見なされべきである。



知的財産裁判所97年刑智上易字第27号判決

事実:

Aは「涼山情歌」がBにより著作した音楽著作であることが明知しているのに、他人の著作を改作という犯意で「涼山情歌」を「涼山情歌デュエット組曲」と「涼山情歌合唱組曲」に改作しました。検察官はAの行為が著作権法第92条に該当し、起訴しました。

争点:Aの行為は合法的「改作」か若しくは違法的「(模倣)コピー」か?



結果:Aは有罪判決を言い渡されました。

理由:

- ① 著作をコピー(模倣)することは主に著作権者の複製権や改作権を中心に侵害することを指している。検察官は被告人Aが違法的なコピー(模倣)行為を起訴したい場合において、被告人が原著作を接触したこと及び被告人による著作の表現は原著作の表現と「実質的類似」(substantial similarity)なことを証明しなければならない。「実質的類似」とは、「質」と「量」を総合的に考え、被告人は原著作の著作における実質かつ重要な部分を引用することである。すなわち、コピーと指摘された表現は主に公共領域(public domain)における事実型著作から引用する場合において、内容は改竄することを許さぬという理由で、「実質的類似」は厳格標準で審査するが、一方、架空やサイエンスフィクション著作(fictional work)の場合においては、緩い審査基準を用いられる。
- ② 本件について、被告人により制作した組曲を見れば、質、量は実質的類似基準に満たし、また、被告人もソングシートで原著作者の名前を記載していないため、明らかに違法なコピー行為と思われる。



理律法律事務所

LEE AND LI

ATTORNEYS-AT-LAW

關懷・服務・卓越

we care · we serve · we excel

最高裁94年台上第6398号判決

事実:

A社(被告)は著作権者であるB、C、D社の同意を得ずに、勝手にBのドラえもん、C社のスヌーピー及びD社のPOOH等の美術著作物を立体化させた後、人形として販売することは無断でB、C、D社の美術著作物の著作権侵害行為と思われ、検察官により起訴されました。第1審及び第2審は被告により製造された人形はB、C、D社が著作権が侵害されたと主張したキャラクタと比較した後、ある程度の違いと思い、被告に無罪判決を言い渡しましたが、検察官は不服し、最高裁に上訴しました。

争点:美術著作物は台湾著作権法第5条の例示で保護される著作物?



結果：第2審判決を破棄し、第2審に差し戻す。

理由：

- ① 裁判所は他人のフラットの美術著作を立体化させるのが著作権を侵害するか否かを判断する際に「接触」及び「実質的侵害」という二つの要件を慎重に審査すべきである。特に「実質的侵害」については、著作の「全体の観念と感覚」を注意しなければならない。また、台湾著作権法第3条第11項第11号の「改作」とは翻訳、編曲、リライト、撮影或いは他の方法で改めで原作を創作することである。そして、立体物は美術著作の著作内容を再現するうえ、新しいアイディアの表現があり、またこの創作性がある立体物は著作権法第5条第1項により保護される著作であれば、上記の改作行為に該当します。このような立体物は同法第6条第1項における二次的著作であり、著作権法により保護されている。そのため、立体物の製作者は美術著作者の同意を得なければ、著作権の侵害行為に該当する。
- ② 第三審は本件の被告は制作した商品がB、C、D社の美術著作作品より些細な違いがあり、たとえ複製行為を該当しなくても、B、C、D社の改作権を侵害する可能性があると思われる。



知的財産裁判所97年民著上字第2号判決

事実:

A(上訴人)は著作権者により「Kewpie」の著作権を専属的に授権されたため、「Kewpie」の二次的著作権を有し、上訴人はB(被上訴人)に二次的著作権を授権しました。その後、被上訴人は権利金など費用を支払わないため、上訴人はその授権契約を終了しましたが、被上訴人は依然として関連の商品を販売していました。上訴人は被上訴人の行為が上訴人が有する二次的著作権を侵害することで損害賠償を求めました。

争点: 上訴人は「Kewpie」の二次的著作権を有するか否か?

結果：上訴棄却

理由：

- ① 二次的著作物の保護の要件は、原始性を具備すること、人類精神の創作であること、一定の表現形式を備えていること及び作者の個性を表現するに足るものであることが必要である。所謂二次的著作物は、原著作物を翻案して作成された創作物である。翻案とは「翻訳、編曲、改作、映画製作又はその他の方法で原著作物を他の創作物にすること」と定義されているが、原著作物を他の創作物にする「その他の方法」とは、翻訳、編曲、改作、映画製作以外の方法であり、当該方法により原著作物を他の創作物にするものである。例えば、写真化、異種の美術間における複製等である。
- ② 上訴人の創作は原著作を比較した後、上訴人の著作は如何なる個別性がなく、しかも人の精神的作品でもないため、上訴人は二次的著作権がないと思われる。



知的財産裁判所101年民著訴字第45号判決

事実:

A社(原告)は独自で開発した「価格表」及び「書籍価格表」が創作性を有すると主張し、B社(被告)は原告の授権を得ずに、無断に「価格表」及び「書籍価格表」における多数の写真を自社の製品に使用しました。また、被告の製品の内容、アレンジ、ページ数及び価格もほぼ原告の製品を模倣しました。原告は被告の行為が原告の著作権を侵害し、損害賠償を請求しました。一方、原告の請求に対して、被告は原告の製品が創作性が無いため、編集著作として著作権がないと反論しました。

争点:原告の製品は編集著作があるか否か?



結果：原告による起訴棄却。

理由：

- ① 編集著作物は創作性を有することが必要であり、それにより初めて著作権の保護を受ける。編集著作物の所謂創作性とは、その改変の多寡だけで論じるべきではなく、その創作過程で費やされた努力の高低により判断するべきである。この所謂「汗水理論」(doctrine of sweating)とは、簡単に言えば、その創作の難易度を判断基準とし、その難易度が低い場合は創作性は認められず、その難易度が高い場合には創作性が認められるとする理論である。編集著作物が著作権法の保護を受ける対象は、創作性を有する情報選択及び編成の部分に限られる。
- ② 原告の製品の内容及び外観から見れば、原告による主観的精神、智恵、文化等の表現は市販製品のほど平凡なものしか見られなく、また、資料の選択及び創作性があるアレンジという編集著作権に該当する要件を満たさないため、編集著作として著作権を無いと思われる。



最高裁94年台上字7127号判決

事実:

A社はB社が甲辞書に対して著作権があることを明知したが、B社の授權を得ずに、A社は甲辞書の内容の一部を無断で自家の電子辞書で使用しました。検察官はA社の行為がB社の著作権を侵害するという理由でA社の責任者C(上訴人)を起訴しました。Cは「合理使用」と主張し、B社の著作権を侵害していないと反論しました。第2審の判決は被告が有罪判決が、上訴人は不服で第3審に上訴しました。

争点:A社の行為は「合理使用」に該当しますか？



結果：原判決破棄し、第2審に差し戻り。

理由：

- ① 使用者の使用目的及び性質が社会公共利益の調和又は国家文化の発展に資する場合には、その使用目的が教育目的に該当しなくとも、肯定的評価を与えるべきである。反対に、その使用目的及び性質が社会公益又は国家文化の発展に何ら資することがない場合には、使用者において営利の手段としてこれを用いていないとしても、当該複製行為は他のより重要な利益に資するものではないのであって、著作財産権者の利益を犠牲にして当該複製行為を許容することにならざるを得ないことからすれば、否定的な評価を与えるべきである。
- ② A社により開発した電子辞書をみれば、甲辞書の内容を引用するところはわずかである。また、機能と他の内容を考えると、係争電子辞書は創作性があり、社会の公共利益と国家の文化発展を役に立つので、A社が甲辞書の一部を利用する行為は「合理使用」の概念に該当する。



知的財産裁判所100年民著訴字第31号判決

事実：

係争の図の著作権はあるイギリス人Aで、B社(原告)はAの専属授権を得ました。台湾に著作財産権者として係争の図に関わる権利を行使することができます。C社(被告)係争の図をC社のホームページに掲載し、他の人に自由にダウンロードさせ、また、自社が生産の商品で使用しました。原告は被告の行為が原告の著作権を侵害することと主張しましたが、被告はわずか1個の図を使用することで、「合理的使用」と反論しました。

争点：被告の行為は「合理的使用」に該当しますか？



結果：被告敗訴

理由：

被告の行為が「合理的使用」に該当しないについて、下記のとおりである。

- ① **利用の性質**：非営利性の教育目的及び商業目的を有する利用については、前者は比較的容易に合理的使用の成立を認めることができる。但し、被告は自家の商品で使用するため、商業の目的と見なされる。
- ② **著作物の性質**：創作性がより高いか、又は創作性が事実的内容を超えている著作物は、比較的高度の保護を与えるべきである。係争の図のアレンジ、構図は一般的な写真と異なり、高度な創作性を有することと思われる。



- ③ 利用の性質・量が占める割合：著作物は精髓的又は核心的部分を常に有するため、他人の著作物を利用する時において、著作物の精髓又は核心が所在する部分を全て使う場合には、合理的使用と主張するのは容易ではない。被告は係争の図を全部の一枚のみしか使用しないと弁解したが、一枚の写真は一つの著作権からみれば、被告は著作を100%を利用したと見なされる。
- ④ 利用の結果の市場における影響：使用者による使用が現在の市場において著作財産権者に被らせる経済的損失を考慮するほか、未来の市場に対する潜在的影響をも参酌すべきであり、この両者は、判断において同様の重要性を有する。利用の結果が著作物の潜在的市場価値及び現在の市場価格に影響するほど、合理的使用の成立は容易ではなくなる。係争の図に対して、原告は自らの商品で使用及び他の人に授権し授権金を取る経済利益を有します。被告の無断使用行為は原告の経済利益をかなり打撃する。



二 コンテンツ産業が注意すべき事項



1. 著作物の承認の可否

◆ 2002年1月1日世界貿易機関(WTO)加入前

第4条第1款:

中華民国の管轄区域内における初めての発行、又は中華民国の管轄区域外において初めて発行された後において30日以内に中華民国管轄区域内で発行した場合における当該発行(については中華民国著作権法の保護対象となる)。但し、当該外国人の本国が中華民国人の著作物について、同一の状況において保護を与えかつ審査を経て事実と証明されたものに限る。

◆ 2002年1月1日世界貿易機関(WTO)加入後

第4条第2款規定:

世界貿易機構協定に含まれる、貿易と関連する知的財産協定(TRIPS)第9条第1項、ベルヌ条約第3条規定に基づき、台湾は、世界貿易機関に同じく属する会員国の国民の著作物を保護しなければならなくなった。そのため、著作権法第4条第2款の規定により、日本国民の著作財産権はその存続期間内は、我国著作権法の保護を当然に享受することとなった。



2.著作権者による権利行使の法律上の根拠及び賠償

◆ 著作権法

1. 民事

- 侵害排除権(例えば、侵害物の回収等)
- 損害賠償請求権

損害賠償の額は「填補賠償」を原則として、懲罰的損害賠償の規定はない。著作権者は侵害行為が損害を生じさせたことを確実に証明する必要があるほか、損害の金額についても証明することを要する。但し、著作権法第88条は下記の特定規定を有する。

- ① 作者の作品が出版社に通常 conditions でライセンスされる際におけるロイヤルティーを損害賠償の金額とみなす(ことができる)。
 - ② 侵害者が権利侵害により獲得した利益を賠償金額とみなす(ことができる)。
 - ③ 作者が前述の方式によって損害金額を証明することができない場合には、法に従って、裁判所に対し、新台幣ドル1万から100万の間で裁判所が当該案件を見て損害賠償金額を決定することを申請することができる。損害行為が故意でありかつ情状が重大である場合には、賠償額は新台幣ドル500万まで増加させることができる。
- 判決内容を新聞紙に登載する請求権



理律法律事務所

LEE AND LI

ATTORNEYS-AT-LAW

關懷・服務・卓越

we care · we serve · we excel

2. 刑事責任

- 他人の著作権を故意に侵害した場合には、犯罪行為に該当し、刑事責任が課せられる可能性がある。
- 現時点では、著作権法は、著作権侵害の刑事責任について、ディスクに関する少量の違法コピーが非親告罪とされているのを除き、他の著作権侵害の犯罪は親告罪、すなわち、権利者の告訴があって初めて刑事犯罪として処理される犯罪とされている。このため、他人の著作権の侵害があり、かつ、故意がある(即ち、その行為が著作権を侵害し、又は侵害しうる行為であることを認識している)場合においては、可能な限り犯罪捜査の段階又は第一審判決前に権利者と和解をし、権利者に告訴を撤回させることができれば、刑事責任を免れることが可能である。



3.複製物貸与権

◆ 第一次販売原則

「第一次販売原則」又は「消尽原則」とは、著作財産権者は、既に所有権を譲渡した原作及びその複製物の貸与を禁止することはできないとの原則です。

台湾著作権法は、「著作物原作又はその合法的著作複製物の所有者は、当該原作又は複製物を貸与することができる。但し、録音及びコンピュータプログラムの著作物については、この限りでない。」と定めている。

従って、**録音著作物及びコンピュータプログラム著作物**の原作及びその複製物のみは「第一次販売原則」又は「消尽原則」の適用を受けない、貸与できないことになる。これに対し、**映画及び漫画、小説及び雑誌は、その他の著作物一般と同様に、**著作財産権者は、既に所有権を譲渡した原作及びその複製物の貸与を禁止することはできない。

事例：知的財産裁判所99年民著上易字第6号判決

事実：係争ビデオの著作権はイギリス商であるAを有し、また、Aにより係争ビデオへの授權はレンタルのみです。被上訴人Bはこの認識を持つのに、他の人から係争ビデオを購入し、非善意第三者である被上訴人Cに販売することを願いました。AはB、Cの行為がAの頒布権を侵害したという理由で損害賠償を求めました。Aの請求に対して、BとCは「第1次販売原則（消尽原則）」で自身の行為が適法な行為であることを反論しました。

争点：BとCの行為は「第1次販売原則」を適用しますか。



裁判所の判断: 上訴人の請求を認められた。

理由:

- ① 第1次販売原則(消尽原則)は台湾著作権法第59条の1により定められている。この原則に依れば、著作財産権者は著作の原作或いは複製物を合法的に販売や所有権を移転した後、原作或いは複製物に対する頒布権を消尽したため、原作或いは複製物の所有者による頒布することを禁じられない。換言すれば、合法的に上記の著作或いは複製物の所有権を取得すれば、台湾著作権法第59条の1に基づき頒布することができ、一方、所有権を取得できなければ、第1次販売原則(消尽原則)を主張できなく、頒布権をとることができない。
- ② 著作権者であるAは係争ビデオへの授権はレンタルのみであり、BとCは視聴ビデオのレンタル、販売を営業しているため、係争ビデオはAにより同意がなければ、販売することは禁じられている。また、BとCも係争ビデオの所有権を取得していないため、第1次販売原則(消尽原則)で抗弁することができない。



三 著作物の並行輸入の問題



法律上の根拠

- ◆ 台湾の知的財産権法制においては、著作権法だけが真正品の「並行輸入」を禁止しており、特許法及び商標法は、真正品の「並行輸入」を禁じていない。
- ◆ 著作権法第87条は、「下記の状況においては、本法に別段の規定がある場合を除き、著作権又は製版權の侵害があるとみなす：四 著作財産権者の同意を得ずに著作物原作又はその複製物を輸入した場合」と規定している。
- ◆ 輸入権に関しては、著作権法は、著作者がその著作物につき中華民国管轄区域内に輸入する権利を専有する旨明文では規定していないが、前条の規定は、輸入権の規定と認めることが可能である。
- ◆ 「並行輸入」禁止の違反につき、刑事責任がなく、著作権者は侵害者に対し民事責任を求める権利のみです。



例外規定

- ◆ 著作権法第87条の1は著作財産権者の同意を得ずに、例外的に著作物原作又はその複製物を輸入できる場合を規定している
 1. 中央や地方機関の利用のための輸入
 2. 非営利の学術、教育や宗教団体による情報保存のための視聴覚著作物の輸入、又はそれらの図書館のための視聴覚著作物以外の著作物の輸入
 3. 輸入者個人利用(頒布の利用を除く)のための輸入や輸入者が入国する際の荷物の一部としての輸入(一つのみ)
 4. 貨物、機器又は設備に含まれている著作物原作又はその複製物の貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴う輸入
 5. 貨物、機器又は設備に含まれている説明書又はパンフレットの貨物、機器又は設備の合法的輸入に伴う輸入



事例：

A社はインドネシアののど飴製造会社であり、台湾境内にのど飴の製造、販売及び商標の使用などが台湾のB社に授権しました。被告人Cは上記の事情を知っているのに、インドネシアのA社から本物であるのど飴を台湾に輸入し、販売しました。検察官はCの行為が台湾著作権法第87条第1項第4号に禁じられている「並行輸入」に該当し、同法第91条の1第1項の罪を犯すことでCを起訴しました。

争点：

Cの行為は台湾著作権法第87条第1項第4号により禁止されている並行輸入行為に該当するか？



裁判所の判断:

- ①、台湾著作権法第87条第1項第4号は著作権者の輸入権を守るために設けられている。本条による並行輸入の禁止は「著作権商品」のみ制限対象になっている(例えば、音楽CD、視聴CD、書籍、コンピュータプログラムなど)。なぜならば、著作権商品は内容物を注視し、商品の外観或いは日常生活の実用性の関連があまり深くは無く、たとえかかる商品は著作を含んでも、著作はかかる商品の主要用途ではなければ、台湾著作権法第87条第1項第4号の制限されていない。
- ②、被告人が輸入したのど飴自体は本物であるが、食品であり、創作含意を表示する著作権商品ではない。すなわち、著作権法第87条第4款に規定する規範の客体ではなく、被告人がのど飴を輸入し、かつ販売した行為は、A社の著作財産権を侵害するものではないため、著作権法第91条第1項は適用されない。



ご清聴ありがとうございました。

